

市第62号議案

庁舎駐車場の指定管理者の指定

次のように庁舎駐車場の指定管理者を指定する。

令和元年 9 月 3 日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市市庁舎駐車場、横浜市鶴見区総合庁舎駐車場、横浜市神奈川区総合庁舎駐車場、横浜市西区総合庁舎駐車場、横浜市中区庁舎駐車場、横浜市南区総合庁舎駐車場、横浜市金沢区総合庁舎駐車場、横浜市緑区総合庁舎駐車場及び横浜市青葉区総合庁舎駐車場	東京都千代田区神田神保町 2 丁目 4 番地	日本パーキング株式会社 代表取締役 岡本 政彦 社 長	令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
横浜市港南区総合庁舎駐車場、横浜市保土ヶ谷区総合庁舎駐車場、横浜市旭区総合庁舎駐車場、横浜市磯子区総合庁舎駐車場、横浜市港北区総合庁舎駐車場、横浜市都筑区	同	同	同

総合庁舎駐車場 、横浜市栄区庁 舎駐車場及び横 浜市泉区総合庁 舎駐車場			
--	--	--	--

提 案 理 由

横浜市市庁舎駐車場等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

地 方 自 治 法 （ 抜 粋 ）

（ 公 の 施 設 の 設 置 、 管 理 及 び 廃 止 ）

第 244 条 の 2 （ 第 1 項 から 第 5 項 まで 省 略 ）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（ 第 7 項 から 第 11 項 まで 省 略 ）